

新型コロナウイルス感染症に伴う 助成金・給付金等まとめ

2020年4月20日時点



休業補償

事業主が申請

▶ 従業員に休業してもらうなら

助成

雇用調整助成金 (コロナ特例)

休業手当助成 1人1日 **8,330円**まで

○助成率 中小4/5 大企業2/3 ○雇用保険に入っていない方も対象
○解雇を行わない場合 ○風営法関連業者も対象
中小9/10 大企業3/4

窓口

熊本労働局職業対策課 熊本市西区春日2-10-1 熊本合同庁舎A棟9階 …… ☎ **096-312-0086** (土日祝日除く)

▶ 子供がいる従業員のために

助成

小学校休業等 対応助成金 (企業版)

1人1日 **8,330円**まで (申請期限/9月30日まで)

○助成率 全額10/10
○事業者が小学校の休校に伴い特別有給を取得させた場合

▶ 子供がいる個人事業主のために

助成

小学校休業等 対応助成金 (個人事業主版)

日額 **4,100円** (申請期限/9月30日まで)

○個人で仕事をする保護者が小学校等休業で子供の世話を
行うために仕事ができなくなった場合

窓口

厚生労働省 相談センター …… ☎ **0120-60-3999** (9時~21時・土日含む)

資金繰り

事業主が申請

▶ コロナで
売上げが下がり
資金繰りのため
融資を受けたい
事業主の方へ

融資

金融円滑化 融資制度(県)

最大 **8,000万円**

○月の売上が前年より低下
もしくは今後2ヶ月前年より
低下の見込み
○保証料負担無し ○3年間無利子 ○熊本地震分の借り換えも可能
○措置期間/1年以内 ○償還期間/10年以内

融資

セーフティネット 保証4号(国)

最大 **8,000万円**

○月の売上が前年より20%以上
低下かつ今後2ヶ月より
20%以上低下の見込み
○保証料負担無し ○3年間無利子 ○熊本地震分の借り換えも可能
○措置期間/1年以内 ○償還期間/10年以内

融資

危機管理保証(国)

最大 **8,000万円**

○月の売上が前年より15%以上
低下かつ今後2ヶ月より
15%以上低下の見込み
○保証料負担無し ○3年間無利子
○熊本地震分の借り換えも可能 ○償還措置2年以内

事前相談窓口

ビジネス支援センター(森都心プラザ内) …… ☎ **096-355-2112** (平日9時~17時)

申請

各金融機関へお問い合わせ下さい。

▶ コロナの影響で売上が
半減した事業主の方へ

給付

持続化給付金(国)

法人 **200万円以内** 個人事業主 **100万円以内**

○対象者/ 中小企業者・個人事業主(フリーランス含む)・社会福祉法人等
○給付/ 申請から2週間程度(電子申請の場合)
※4月最終週、申請受付予定

相談窓口

経産省・中小企業給付金窓口 …… ☎ **0570-783183** (9時~17時・土日祝含む)

生活支援

個人が申請

▶ 休業で家計が
維持できない

貸付

緊急小口資金

貸付上限 **10万円** (特別な場合は**20万円以内**)

○保証人不要・無利子 ○支給開始/現状、7日程度(土日除く)
○措置期間/1年以内 ○償還期間/2年以内

▶ 失業で家計が
維持できない

貸付

総合支援資金

貸付上限 **・単身 月15万円以内** (原則3ヶ月以内)

・2人以上 月20万円以内
○保証人不要・無利子 ○支給開始/最短2週間以内
○措置期間/1年以内 ○償還期間/10年以内

▶ 離職等で住宅を
失った・失うかも

給付

住宅確保給付金 (コロナ特例)

31,100~49,000円

(支給期間/原則3ヶ月・最長9ヶ月)

○離職・廃業後2年以内
○コロナの影響で収入が減少したのも等
※現在申請準備中

窓口

熊本市社会福祉協議会 …… ☎ **096-324-5511**

熊本市中央区新町2丁目4-27 熊本市健康センター新町分室

(受付時間/午前10時~午後4時・土日祝日除く)

❗ ご注意

助成金・補助金等の情報は
日々更新されます。

詳細は各問い合わせ先にご確認ください。

市税の申告・納付等の期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響で、固定資産税、都市計画税及び事業所税の期限が延長されました。

令和2年度(2020年度)分の 固定資産税及び 都市計画税の延長後の納期限	第1期	令和2年(2020年) 8月31日
	第2期	令和2年(2020年) 9月30日
	第3期	令和2年(2020年) 11月30日
	第4期	令和3年(2021年) 1月4日
事業所税の申告、申請、請求その他書類の提出 (不服申立てに関するものを除く。) 又は納付に関する期限	令和2年(2020年)3月19日から令和2年(2020年) 12月15日までの間に期限が到来するもの (延長後の期限)	令和2年(2020年) 12月16日

お問い合わせ先

- 固定資産税及び都市計画税について
(固定資産税課) TEL.096-328-2195
- 事業所税について
(市民税課) TEL.096-328-2173
- 納付の相談について
(納税課) TEL.096-328-2204